保育所等入所の手引

令和8年度版



南九州市

新年度申込期間 : 令和7年11月10日(月) ~ 令和7年12月5日(金) 年度途中申込期間:入所希望月の3か月前 ~ 入所希望月の前月の5日までの提出

※先着順ではありません。不足書類のないように申請をお願いします。

◆2号・3号認定で保育所等を利用されるみなさまへ(お願い)

お仕事がお休みのときなどは、ご家庭でお子様と過ごすようにしましょう。 ただし、通院など家庭での保育が困難な場合は、お休みの日でも保育所等を利用できます。 詳しくは、利用する(予定の)園にお尋ねください。(<u>参考:本紙 14 ページ</u>)

> 川辺庁舎 子育て支援係 TEL 0993-56-1111 頴娃庁舎 福 祉 係 TEL 0993-36-1111 知覧庁舎 福 祉 係 TEL 0993-83-2511

目次

新規	新規申込必要書類確認票			
1	令和8年度南九州市保育所等の申込について	2		
2	1号認定の申込について	3		
3	1号認定の利用料金について	4		
4	南九州市内の認定こども園一覧	7		
5	2号・3号認定の申込について	8		
6	2号・3号認定の利用料金について	11		
7	入所手続以外で必要な手続について	14		
8	入所基準の点数	14		
9	保育所等の適正利用について	14		
10	よくある質問	15		
11	南九州市内の認可保育所等一覧	17		
管内	N私立保育所等位置図	18		

新規申込必要書類確認票

① 基本書類

必要書類			
1 号	1 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)申 請書(兼保育所等利用申込書) ※ 利用希望施設に提出		
新 新 3·2 号 号	1	子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ※新規認定希望の子ども1人につき1枚	
号 号	2	②保育が必要な理由を証明する書類	
	1	施設型給付費·地域型保育給付費等教育·保育給付認定(変更)申 請書(兼保育所等利用申込書)	
3.2号	2	家庭調査票 ※新規入所希望の子ども1人につき1枚	
	3	②保育が必要な理由を証明する書類	

※ その他添付書類が必要な場合があります。確認してください。

② 保育の必要な理由を証明する書類 ※保護者1人につき1枚

	必要書類			父	母	
1		雇用主との 親族関係無 雇用主との 親族関係有		・就労証明書		
2	就労					
3	(※1) (※2)	農業・自営業		・就労証明書+保育所等の利用に関する確認書 (確定申告書の写し,開業届の写し,営業許可証 の写し等の添付が必要)		
4		内職		・就労証明書+保育所等の利用に関する確認書 (仕事を委託している事業主の証明又は確定申告 書の写し等の添付が必要)		
5	育児休業	育児休業制度有		・就労証明書の育児休業期間欄等に記入		
6	(※3)	育児休業制度無		・継続申出書		
7	7 妊娠・出産			・母子健康手帳の写し(表紙・予定日のわかるページ)		
8	3 疾病・障害			・診断書(市の様式)		
9	介護·看護 (<u>※</u> 2))	・診断書(市の様式) ・看護・介護・付き添いに係る申告書		
10	求職活動			・求職等申告書 (ハローワークの証明等が必要)		
11	就学 (※1)(※2)		(2)	・就学等(予定)証明書		

- ※1 就労予定・就学予定で申し込んだ場合は、予定日から1月以内に事実証明書を提出してください。
- ※2 就労、介護・看護、就学での申込は、月64時間以上でなければ認められません。
- ※3 育児休業中の新規申込は受け付けられません。 復職される月の入所申込を行ってください。

1 令和8年度南九州市保育所等の申込について

認可保育所・認定こども園等の利用を希望するときは、保護者・児童の住所地で手続が必要です。 南九州市に在住の方は、この手引きの内容を十分に確認していただき、手続を行ってください。

◎ 1号認定・2号認定・3号認定の給付認定区分

教育・保育給付認定の区分(1号認定・2号認定・3号認定)は、児童の年齢・保護者の保育の必要性(就労や妊娠・出産など、日中家庭で児童の保育ができない状態)の有無により決定され、利用できる施設や利用できる時間帯が変わります。また、申込先も違いますので必ず確認してください。

	3歳以上児	3 歳未満児	
保育の	☆1号認定(満3歳到達以降)	☆認定非該当	
必要性なし	利用先: 認定こども園・幼稚園	一時預かり事業が利用できます。	
必安性なし	申込先: 利用施設	直接,利用施設にお問い合わせください。	
	☆2号認定	☆3号認定	
	利用先: 認定こども園・保育園	利用先: 認定こども園・保育園	
保育の	申込先: 市役所	申込先: 市役所	
必要性あり	※利用時間の区分は2つあります。	※利用時間の区分は2つあります。	
	①保育標準時間(最長 11 時間)	①保育標準時間(最長 11 時間)	
	②保育短時間 (最長8時間)	②保育短時間 (最長 8 時間)	

◎ 利用施設の種別

幼稚園 (3~5歳)	小学生以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。 ※南九州市外の幼稚園を利用希望で、施設が定めた利用料がある場合は、手続が必要になることがあります(6ページを確認してください)。
保育園 (0~5歳)	就労等により,日中家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行います。
認定こども園 (0~5歳)	幼稚園と保育園の機能を併せもち,地域の子育て支援も行います。

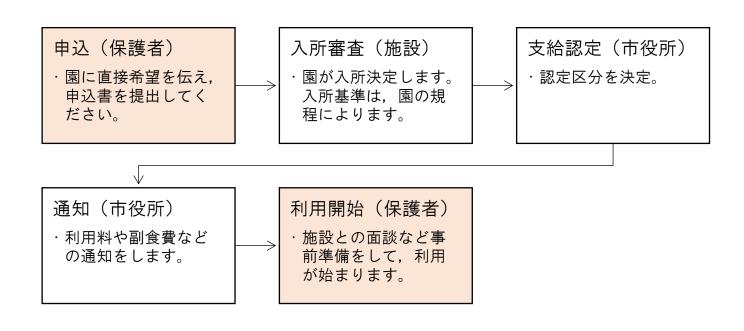
2 1号認定の申込について



申込み先	認定こども園・幼稚園	
対象者	満3歳以上の児童	
受付期間	利用施設により異なるため,直接施設へ確認してください	
入所決定	利用施設で入所決定後,支給認定証送付	

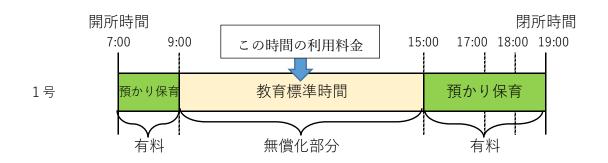
◎ 申込から決定までの流れ

1号認定の場合は、利用を希望する施設(園)に直接申し込んでください。



3 1号認定の利用料金について

◎ 教育時間の利用料金について



幼児教育・保育の無償化の対象となっており、利用料金はかかりません。ただし、利用料金以外の費用(絵本代など)は幼児教育・保育の無償化の対象外です。

(南九州市外の幼稚園を利用希望で、園が定めた利用料金がある場合は「預かり保育等の一部無償化に必要な手続(6ページ)」を確認してください。)

◎ 副食費(食事代)について

副食費とは、おかずやおやつ、ミルクなどの費用のことをいいます。

1号認定の方は、この副食費については実費負担をすることになります。副食費の額は利用している施設によって異なります。

ただし、副食費は、世帯のこどもの数や世帯の所得状況等により、免除対象となる場合があります。 免除対象者となる条件は下の表を参考にしてください。

		第1子	第2子	第3子以降
	第1階層(生活保護世帯)			
世帯のこどもの数	第2階層(年収270万円未満相当)		免除対象	象
	第3階層(年収360万円未満相当)			
3歳~小学3年生までの	第4階層(年収680万円未満相当)	司会建	电七 川	
こどもの数	第5階層(年収680万円以上相当)	副食費	ぎのり	

副食費の免除については継続利用の場合,毎年9月に審査を行います。

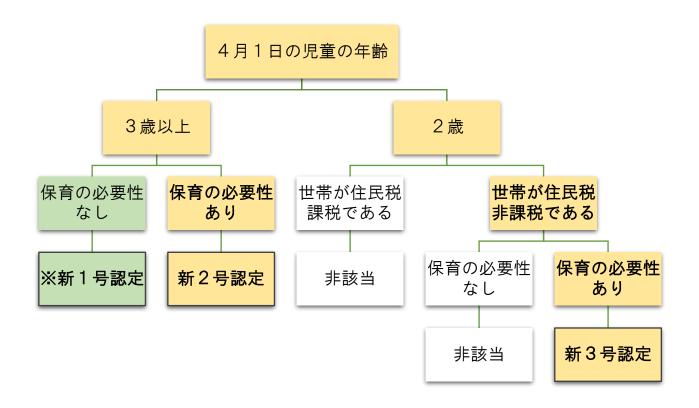
◎ 預かり保育の利用料金について



施設によっては、教育時間の前後の預かり保育を実施しています。預かり保育の利用料金については、施設に直接お問い合わせください。

また、この利用料金は**保育の必要性 (P10)** や児童の年齢、世帯の所得状況によって一部幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。対象となるか否かは、以下の手続確認フローチャートで確認してください。なお、対象となる方は市役所にて申請が必要です。

◎ 手続確認フローチャート



- ※ 対象になった方の手続方法は6ページを確認してください。
- ※ 新1号認定は、**市外の幼稚園等を利用する児童**が対象となる認定です。6ページをご覧ください。
- ※ 保育の必要性・提出書類については、10ページを確認してください。

◎ 預かり保育等の一部無償化に必要な手続

預かり保育等の一部無償化を利用するには、教育・保育給付認定(1号認定・2号認定・3号認定) とは別に、施設等利用給付認定(いわゆる新1号認定・新2号認定・新3号認定)を受ける必要があり ます。認定区分は、年齢や保護者の保育の必要性(就労、妊娠出産など)により決定します。

	4月1日時点で3歳以上	4月1時点で2歳(適用は満3歳以降)
保育の	☆新1号認定(満3歳到達以降)	☆認定非該当
必要性 なし	利用先 → 幼稚園(★)※1 利用サービス → 幼稚園利用料 25,700円/月まで無償	
	☆新2号認定	☆新3号認定(住民税非課税世帯のみ)
	利用先 → 幼稚園(★)※1	利用先 →幼稚園(★)※1
保育の	利用サービス → 幼稚園利用料 25,700 円/月まで無償 預かり保育料 11,300 円/月まで無償	利用サービス → 幼稚園利用料 25,700 円/月まで無償 預かり保育料 16,300 円/月まで無償
必要性あり	利用先 → 認定こども園(教育)※2 幼稚園	利用先 → 認定こども園(教育)※2 幼稚園
	利用サービス → 保育所利用料無償 預かり保育料 11,300 円/月まで無償	利用サービス → 保育所利用料無償 預かり保育料 16,300 円/月まで無償

※1 幼稚園(\star) 南九州市外の幼稚園を利用希望で、施設が定めた利用料がある場合に限ります。 ※2 認定にども園(教育) 1号認定で認定こども園を利用していることをいいます。

◎ 提出書類 (提出先は市役所)

	申請書類		
新1号認定	① 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(第1号にチェック)		
新2号認定	① 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(第2号にチェック) ② 保護者の保育の必要性を証明する書類		
新3号認定	① 子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(第3号にチェック) ② 保護者の保育の必要性を証明する書類		

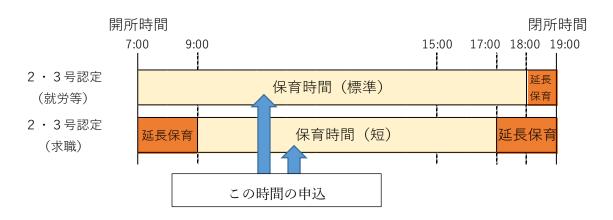
※ なお、令和8年度も継続して利用をする場合は現況届の提出が必要です。 提出期間は<u>令和7年11月10日(月)~令和7年12月5日(金)</u>

4 南九州市内の認定こども園一覧

	認定こども園(住所)	1号対象年齢	教育標準時間	電話番号 (0993)
	南九州勝縁こども園 (頴娃町郡11334-7)	満3歳~就学前	9:00~15:00	36-0102
頴 娃	認定こども園頴娃保育園 (頴娃町郡1398)	満3歳~就学前	9:00~15:00	36-0139
	大川こども園 (頴娃町別府6597-3)	満3歳~就学前	9:00~13:00	27-4858
	ちらん平和こども園 (知覧町郡17756-4)	満3歳~就学前	9:00~15:00	83-4735
知 覧	ちらん中央こども園 (知覧町瀬世5383-7)	満3歳~就学前	9:00~15:00	84-0628
	知覧ふたばこども園 (知覧町永里4612-1)	満3歳~就学前	9:00~15:00	83-2228
	かつめこども園 (川辺町中山田1884-3)	満3歳~就学前	9:00~15:00	57-2525
	認定こども園川辺幼稚園 (川辺町両添1061-1)	満3歳~就学前	9:00~15:00	56-0450
JII	こばとこども園 (川辺町平山2533)	満3歳~就学前	9:00~15:00	56-4278
辺	おののもりこども園 (川辺町小野1110-1)	満3歳~就学前	9:00~15:00	56-1935
	こども園ほしのこ (川辺町永田1861)	満3歳~就学前	9:00~15:00	56-1316
	緑が丘こども園 (川辺町平山2522)	満3歳~就学前	9:00~15:00	56-1505

[※] 令和8年4月1日時点の予定情報であり、「緑が丘こども園」は仮称です。 施設の位置図については、P18を確認してください。

5 2号・3号認定の申込について



	年度当初申込	年度途中申込	
申込み先	市役所		
対象者	保護者に保育の必要	性がある0歳児以上の児童	
書類配布開始	令和7年	11月4日(火)	
受付期間	一次募集 令和7年11月10日(月)~ 令和7年12月5日(金) ※先着順ではありません。 ※受付期間後も申込を受付けておりますが、上記期間内に申し込まれた方が優先されます。	入所希望月の3か月前 ~ 前月5日までに提出(締切日) ※5日が土日祝の場合は,直前の開庁 日である平日 ※先着順ではありません。 ※4月~6月入所は一次募集受付が優先されます。 原則,締切日を過ぎた場合,希望月の翌月利用 開始希望として取り扱います。 (例)9月利用開始希望8月15日提出の場合 10月利用開始希望として入所審査	
入所開始希望月	令和8年4月~令和8年6月	令和8年4月~令和9年3月	
入所決定通知	令和8年2月下旬(予定)	入所希望月の前月10日頃	

- ※ 入所決定は、入所基準の点数(指数)順(市のHPに掲載)で、点数(指数)の高い児童から順に決定します。詳しくは「8 入所基準の点数(P14)」を確認してください。
- ※ 年度当初申込は希望施設以外の場合のみ市役所から連絡します。
- ※ 現在利用中の保育所等を令和8年度も継続利用をする場合は、現況届の提出が必要です。 現況届の提出期間 令和7年11月10日(月)~令和7年12月5日(金)

◎ 提出書類

/D=# 老 人 呈	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定(変更)申請書(兼保育所等利用申込書) (※継続利用の方は現況届)
保護者全員	家庭調査票 ※子ども1人につき1枚
	保育を必要とする状況を確認できる書類等
	→ 状況によって提出書類が異なります。 <u>P10</u> で確認してください。
	その他の添付書類
該当者のみ	◎ 離婚前提の別居中の方 → 離婚調停中であることが分かる書類の写し等
	◎ 同居親族に障害者手帳等をもっている方がいるとき → 障害者手帳等の写し
	◎ 親族と住民票が同一だが,住居等の実態が異なるとき → 別居生計分離証明書

- ※ マイナンバーの記入箇所があります。
- ※ 提出書類には修正液等の使用はできません。二重線で見え消しにしてください。
- ※ 本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証等を持参してください。
- ※ 保護者氏名欄を手書きで書く場合は押印の必要はありません。
- ※ 提出書類及び記載例は、南九州市のホームページ又は窓口で入手が可能です。



*<u>申込様式・記載例</u>

◎ 申込から決定までの流れ

2・3号認定での入所を希望される場合は、<u>市役所に申し込んでください。</u> 市役所へ書類を持参するか、右下の二次元コードから電子申請をお願いいたします。 (<u>※マイナンバーカードによる電子署名が必要です。</u>)

申込 (保護者)

·必要書類をそろえて, 期限を守って提出し てください。

支給認定(市役所)

・年齢と保育の必要性 等に応じて認定区分 を決定。

入所調整(市役所)

・指数(14ページ参照)と希望施設などをもとに入所審査。

通知(市役所)

・入所決定施設や利用 料・副食費などの通 知をします。

利用開始(保護者)

・施設との面談など事 前準備をして、利用 が始まります。



*<u>令和8年度</u> 保育所等入所申込 (2·3号)

◎ 保育の必要性について

2号・3号認定による保育を利用する場合,1号認定の方で新2号・新3号認定による預かり保育を利用する場合は、保護者全員に保育を必要とする理由が求められます。

保育を必要とする理由	提 出 書 類	備考	
会社等に就労している	就労証明書(※1)	勤務先の証明が必要です。	
新たに就労予定である	①就労証明書(※1)	勤務先の証明が必要です。 就労開始したら②へ 勤務先の証明が必要です。	
育児休業等から復職予定	就労証明書(※1)	勤務先の証明が必要です。	
農業・自営業	就労証明書(※1) 保育所等の利用に関する確認書	確定申告書の写し、開業届の写し、 営業許可証の写し等の添付が必要 です。	
内職	就労証明書(※1) 保育所等の利用に関する確認書	事業主の証明又は確定申告書の写 し等の添付が必要です。	
産前・産後期間	母子手帳の写し (表紙+予定日記入ページ)	出産前の8週(多胎は14週)前の日が 属する月の初日から出産後の8週後 の日が属する月の月末まで認定。	
病気・心身の障害がある	診断書(市の様式)	医師の診断・証明が必要です。 ※診断書は年に1回の提出が必要	
介護・看護等を行っている	診断書(市の様式) 介護・看護に係る申告書(※2)	です。	
求職・起業準備中である ※ 保育短時間	求職等申告書	自己申告又は公共職業安定所の証明が必要です(※3)。 なお、求職期間での保育認定は、求職開始日から90日を経過した日が属する月末までとなります。	
就学・訓練校へ通っている	就学等証明書(※4) (通信教育は不可)	就学・訓練先の証明が必要です。	
就学・訓練校へ通う 予定である	① 就学等(予定)証明書(※4)	就学・訓練先の証明が必要です。 就学・訓練が開始したら②へ	
虐待や DV のおそれ等	② 在学証明書	就学・訓練先の証明が必要です。	
その他		市役所へ相談してください。	
* 育児休業中である	就労証明書(※1)	職場の証明が必要です。	
★継続申出(※5)	保育所等利用継続申立書	出生児が1歳になる日の属する月 末まで認定。	

* 原則,新規申込は不可。継続利用の児童のみ保育を必要とする状況と認めます。

- ※1 就労は、月64時間以上の就労のことをいいます。雇用主と三親等以内の親族関係(父母・きょうだい等)のある場合は、提出時に給与明細(3月分)等が必要になります。また、農業・自営業の方は、保育所等の利用に関する確認書の提出が必要です。
- ※2 お子さんが療育センターを利用している保護者については、療育センターの付添を理由とする申込はできません。 (療育センターは週数回で、時間も短く保育を必要とする状況には該当しない)月64時間以上の付添が必要です。
- ※3 公共職業安定所の証明がある申告書の方が自己申告よりも保育の必要性が高くなります。
- ※4 就学は、月64時間以上の就学のことをいいます。
- ※5 継続申出とは育児休業制度のない方(自営業・農業など)が現在通園している児童の環境の変化に留意するために 育児休業のみなし期間として保育を必要とする理由にすることのできる制度です。入所継続申出の期間終了後に求 職活動による継続利用は原則できません。

6 2号・3号認定の利用料金について

◎ 保育所等利用料の留意事項について

① 保育所等利用料 (参考 P12の表)

保育所等利用料は保護者の市民税の所得割額の合計額により市で決定します。なお,幼児教育・保育の無償化により,3歳児~5歳児クラスの利用料は無償化されています。

※ 世帯状況について

父母以外の扶養義務者(祖父母・保護者のきょうだいなど)と同居をしている場合,父母の<u>合計収</u> <u>入</u>を確認し、一定以下のときは扶養義務者の所得割額を算入します。基準額は、個人住民税・所得税 の非課税上限額が引き上げられることを受けて、令和8年度9月利用料分から()内の額に変更し ますのでご注意ください。

- ◎ 父母合計で141 (198) 万円以下(ひとり親家庭の場合は103 (160) 万円以下)のとき 同居親族の扶養義務者の中で最多収入の方(1人)の市民税の所得割額で算定
- ◎ 父母合計で141 (198) 万円超(ひとり親家庭の場合は103 (160) 万円超)のとき 父母の市民税の所得割額の合計額で算定

② 保育所等利用料の切替え時期

4月~8月分は令和7年度の市民税額,9月~翌年3月分は令和8年度の市民税額の所得割額により利用料を決定します。なお、令和8年度の入所決定者の利用料は令和8年3月頃にお知らせします。

令和8年度保育所等利用料



(保育所等利用料の切り替え時期)

③ 納入方法

利用施設	納入先	納入方法			
認可保育所	南九州市	納付書払い	自宅に届いた納付書により、コンビニ、金融機関、キャッシュレス決済アプリ等で納めてください。納付期限は当月ままでです。(土日祝の場合は、翌平日)		
			口座から毎月保育利用料を引き落とす方法です。口座振替を 希望する場合,各金融機関において手続きを行ってください。 ・振替日 毎月23日 (土日祝の場合は翌営業日) ・再振替 翌月5日 (同上)		
認定こども園	利用施設	利用施設に確認してください。			

◎ 保育所等利用料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層区分		定義	2号i (3歳以 保育 標準時間			認定 k満児) 保育 短時間
生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による 被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による 支援給付受給世帯		100 60	72260 (12)	100 60 60	722.03 [23]	
第2階層	市	民税が非課税の世帯				
第3階層A	市	民税が均等割の額のみの世帯			12,500円	12,300 円
第3階層B	市	24,300 円未満			16,000円	15,700 円
第3階層C	民税	24,300 円以上 48,600 円未満			19,500 円	19,200 円
第4階層A	の所	48,600 円以上 64,700 円未満		22,200 円	21,800 円	
第4階層B	得割	64,700 円以上 80,800 円未満			24,700 円	24,300 円
第4階層C		80,800 円以上 97,000 円未満	無償化	対象	27,000 円	26,500 円
第5階層A	の額が右	97,000 円以上 121,000 円未満			30,200 円	29,700 円
第5階層B	の	121,000 円以上 145,000 円未満			33,000 円	32,400 円
第5階層C	区分に	145,000 円以上 169,000 円未満			35,600円	35,000円
第6階層A	該业	169,000 円以上 213,000 円未満			39,200 円	38,500円
第6階層B	ョす	213,000 円以上 257,000 円未満			42,600 円	41,900 円
第6階層C	該当する世帯	257,000 円以上 301,000 円未満			45,800 円	45,000円
第7階層A	帯	301,000 円以上 333,000 円未満			49,300 円	48,500 円
第7階層B		333,000 円以上 365,000 円未満			52,800円	51,900円
第7階層C		365,000 円以上 397,000 円未満			56,000円	55,000円
第8階層		397,000 円以上			67,600 円	66,500 円

- ※児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合、上記の表の規定にかかわらず下表に掲げる負担額とします。
- (1) <u>「ひとり親世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者の</u> 世帯
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)が属する世帯
 - ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ②特別児童扶養手当受給者,国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) その他…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

各月初日の入所児童の属する	利用者負担額(月額) ※下表には軽減後の額を記載しています。				
世帯の階層区分	2号認定(3歳以上児)		3号認定(3歳未満児)		
階層区分	保育標準時間 保育短時間		保育標準時間	保育短時間	
第2階層					
第3階層A	無償化対象		5,750 円	5,650 円	
第3階層B			7,500 円	7,350 円	
第3階層C			9,000円	9,000円	
第4階層A			9,000円	9,000円	
第4階層B※			9,000円	9,000円	

[※]市民税所得割額 77,100 円以下に限る

副食費(食事代)について (※3歳児以上)

副食費とは、おかずやおやつ、ミルクなどの費用のことをいいます。

2号認定の方は、この副食費については実費負担をすることになります。副食費の額は利用している 施設によって異なります。

また、世帯のこどもの数や世帯の所得状況等により、免除対象になる場合があります。免除対象者と なる条件は下の表を参考にしてください。

		第1子	第2子	第3子以降
	第1階層(生活保護世帯)			
世帯のこどもの数	第2階層(年収260万円未満相当)		免除対象	象
	第3階層(年収330万円未満相当)			
	第4階層(年収360万円未満相当)			
	(年収 470 万円未満相当)			
0歳~小学校就学前までの	第5階層(年収640万円未満相当)			
こどもの数	第6階層(年収930万円未満相当)	副食	貴あり	
	第7階層(年収1,130万円未満相当)			
	第8階層(年収1,130万円以上相当)			

副食費の免除については保育利用料の切り替えにあわせて、毎年9月に審査を行います。

令和8年度副食費

令和7年度 令和8年度 市民税の 市民税額 市民税額 基準年度 (R6.1.1~R6.12.31所得分) (R7.1.1~R7.12.31所得分) 4月 9月 3月

(副食費の切り替え時期)

入所手続以外で必要な手続について

入所決定後も、家庭の状況に変化があった場合などは手続が必要となります。

【世帯構成員に変更があった場合】.

- ・離婚, 再婚した
- ・祖父母と同居した
- 妹や弟が産まれた
- ・世帯員が障害者手帳を取得した

など

【保育の必要性に変更があった場合】-

- 転職・退職した
- ・雇用期限が変更になった
- ・産前産後休暇,育児休暇を取得した
- ・病気等で休むことになった
- 介護・看護を行うようになった
- 学校に通うことになった

など

【今後保育が必要になる場合】

- ・就労予定である
- · 職場復帰予定

など

-【保育の必要性がなくなった場合】

- ・家庭保育をすることにした
- ・仕事を辞めて求職活動の予定がない

など

※ 上記のような変更があった場合や他に相談したい内容等がありましたら、お近くの市役所窓口 までお問い合わせください。

入所基準の点数 8

利用施設等の入所の可否については、次の手順に従い、入所審査会で判断します。 ①提供された書類等の内容に基づき、「家庭で保育できない状況」を点数化(指数)

- ②家庭状況(ひとり親家庭等)により追加される加減を点数化(調整指数)
- ③両親の指数(①) 家庭状況の調整指数(②) を合算
- ④指数の高い方から順に入所決定 指数は市のHPで公開しています。



*入所指数

保育所等の適正利用について

2・3号認定で保育所等の入所を希望される保護者の方にお願いです。 保育所等は、ご家庭での保育が難しいお子様を保護者に代わって保育する施設です。 認定された保育要件以外の事由で利用することは、原則できません。お休みの日など、 ご家族で一緒に過ごせるときは、家庭保育で、お子様との時間を大切にしましょう。 ただし、保護者の方の通院などで、保育所等を利用されることを妨げるものでは ありませんので、このようなときは、園へのご相談をお願いします。



*保育所等の適正 利用について

保護者の皆様に、適正利用にご協力いただくことは、より安心で安全な保育環境の 形成につながります。個々のご家庭によって様々な事情があることは承知しておりますが、 改めて、ご協力をよろしくお願いいたします。

10 よくある質問

質問	回答
年度途中で3歳になったら 手続が必要ですか?また, 保育料は変わりますか?	3歳到達の際には、特別な手続は必要ありません。 ただし、保育所等利用料については、入所した年度の4月1日の年齢で算定されるため、ご質問の状況では2歳児のままであり、保育料は変更されません。翌年度から3歳児として無償化の対象となります。
住民票上の世帯が祖父母と同じです。保育所等利用料はどうなりますか? (P11を確認してください)	利用料は保護者(父母)の市民税額によって決定します。 (4~8月は前年度,9~3月は当年度分) ただし、保護者の収入が父母合計で141万円以下(ひとり親家 庭の場合は103万円以下)の場合、同居親族の扶養義務者(祖 父母、保護者のきょうだいなど)の中で、最多収入の方の市 民税額で算定されます。なお、令和8年度9月分から収入の 基準額が変更されますので、ご注意ください。
求職を理由として入所を申し込みました。求職期間は申込日から3ヶ月間ということですか?	求職期間は入所希望日から90日を経過する日が属する月の末日までとしています。それまでの間に就労先が決まった方はすみやかに保育事由の変更手続きをしてください。手続を行うまでは保育時間は短時間となりますので留意してください。なお、求職期間終了前に就労証明書等の提出がない場合、退所となり、同じ年度内において、求職活動を理由とした新規申込は不可となりますので、十分注意してください。
就労予定で入所申込をしま した。入所した後は何か手 続きが必要ですか?	就労予定の場合は内定期間として、暫定で1か月の認定期間をとっています。入所後1か月以内に「就労事実証明書」の提出が必要です。就労事実証明書の提出後、就労期間に合わせた認定証が交付されます。
現在,期限付きで就労しており,来年度も更新しな労する予定です。しかいいいの方が申込み時点でいいの方が明は出せず,年度ででしか出せないとのこまでもが,就労予定で申請できますか?	現在の就労状況の就労証明書を提出してください。その備考欄に「更新予定あり」の表示があれば、就労予定として取り扱います。(この場合、期限更新された就労証明書を改めて提出できるようになり次第速やかに提出してください。)「更新予定あり」の表示がない場合、求職等、他の事由での申込みをご検討ください。
継続入所を希望していま す。保育料を滞納していた らどうなりますか?	すみやかに市役所窓口で相談してください。
転園したいです。	転出・転入などの引っ越し以外での年度途中の転園は原則受け付けておりません。(ただし,緊急を要する場合を除く) 転園を希望の際には,年度当初での入所申込をお願いいたします。

質問	回答
現在育児休業中ですが,入所申込は可能ですか?	育児休業の対象となっている児童は、職場復帰をする月以後の入所に関する申込のみ可能です。復帰以前の育児休業期間中に入所させることはできかねますので、注意してください。 例)7月5日職場復帰の場合 6月入所を希望する申込・・・可
ならし保育はありますか?いつから利用できますか?	本市では、月初入所が原則となっておりますので、月途中の 仕事復帰・開始の場合、その月の1日から、ならし期間とし て保育所等を利用することができます。 ただし、初日から仕事復帰等される場合は、上記の原則のた め、ならし期間がありませんので、入所前にならし保育を希 望する場合は、保育所等に直接相談の上、一時預かり等を利 用してください。
転出する予定です。入所申 込はどうしたらいいです か?	転出後にどこの施設を利用したいかにより手続が異なります。 ◎転出後は転出先の施設に入所したい場合 (現住所:南九州市 利用希望施設:転出先) →申込日時点の住所地(南九州市)での申込になります。 転出予定が確認できる書類を添えて、南九州市に申込用紙一式を提出してください。南九州市と転出先の市区町村との協議により、利用の可否を決定します。 ◎転出後も現在入所中の施設を継続利用したい場合 (現住所:南九州市 利用希望施設:南九州市) 継続利用の対象かどうかを確認する必要がありますので、早めに相談してください。
転入する予定です。入所申 込はどうしたらいいです か?	はじめに,現住所地での申込をしてください。なお,転入後 は南九州市でも手続が必要です。
住所は南九州市ですが,他 市の施設を利用したいで す。どうしたらいいです か?	南九州市に申込を行ってください。ただし,広域利用については,一定の要件を満たす必要があります。 【広域利用要件】 施設が就労先の近くにある,通勤途中にある,里帰り出産など
現在入所申込中ですが,辞退したいです。	提出する書類がありますので、早めに市役所窓口まで相談してください。
退所したいです。	退所をされる場合は、退所の5日前までに市役所窓口にて退 所届を提出していただく必要があります。基本的には月末で の退所となりますが、月途中退所の場合は利用日数分の保育 所等利用料が発生しますので注意してください。

11 南九州市内の認可保育所等一覧

地区	保 育 所 等 名 (住 所)	施設の種類	保育標準時間 (開所時間)	保育短時間	電話番号 (0993)
頴	認 定 こ ど も 園 頴 娃 保 育 園 (頴 娃 町 郡 1 3 9 8)	幼 保 連 携 型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30	36-0139
	粟 ケ 窪 保 育 所 (頴娃町牧之内9453-4)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~18:30)	8:30~16:30	36-0276
	御 領 保 育 園 (頴娃町御領3450-2)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:00~16:00	36-0595
	光 栄 保 育 園 (頴 娃 町 別 府 3 6 8 4 - 3)	保 育 所	※令和8年	度より休園(<i>λ</i>	、所不可)
娃	ちどり保育園(頴 娃 町 別 府 4 9 0 2)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	38-0189
	大 川 こ ど も 園 (頴娃町別府6597-3)	幼 保 連 携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	27-4858
	青 戸 保 育 園 (頴 娃 町 上 別 府 4 5 6 7)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	39-0236
	南 九 州 勝 縁 こ ど も 園 (頴 娃 町 郡 1 1 3 3 4 - 7)	幼 保 連 携 型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30	36-0102
	知 覧 ふ た ぱ こ ど も 園 (知覧町永里 4 6 1 2 - 1)	幼 保 連 携 型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30	83-2228
	ち ら ん 中 央 こ ど も 園 (知覧町瀬世5383-7)	幼 保 連 携型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	84-0628
知 覧	明 光 保 育 園 (知覧町東別府2078202)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:00~16:00	85-3292
	大 徳 寺 保 育 園 (知 覧 町 南 別 府 27093)	保 育 所	7:00~18:00 (7:00~18:30)	8:00~16:00	59-3161
	ちらん平和こども園(知覧町郡17756-4)	幼 保 連 携 型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:00~16:00	83-4735
	緑 が 丘 こ ど も 園 (川辺町平山2522)	幼 保 連 携 型認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:00~16:00	56-1505
川辺		幼 保 連 携 型認定こども園	7:00~19:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30	56-1935
	こ ど も 園 ほ し の こ (川 辺 町 永 田 1 8 6 1)	幼 保 連 携 型認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:30~16:30	56-1316
	かつめこども園(川辺町中山田1884-3)	幼 保 連 携 型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	57-2525
	認 定 こ ど も 園 川 辺 幼 稚 園 (川 辺 町 両 添 1 0 6 1 - 1)	幼 保 連 携 型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	9:00~17:00	56-0450
	こ ば と こ ど も 園 (川辺町平山2533)	幼 保 連 携 型 認定こども園	7:00~18:00 (7:00~19:00)	8:00~16:00	56-4278

[※] 令和8年4月1日時点の予定情報であり、「緑が丘こども園」は仮称です。 施設の位置図については、P18を確認してください。

